

様式第4号(第6条関係)

平成22年度 第1回  
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成23年1月7日(金)	
開催場所	奈良市役所北棟4階 第18会議室	
出席委員	委員長 川勝 健志 委員 藤本 勝美 委員 井上 善雄	
審議対象期間	今回は初回につき、次回審議の調整を行った。	
抽出案件	件数	(備考) 今回は審議自体は無く、内容は次のとおりであった。 1 市長挨拶 2 委員紹介 3 事務局紹介 4 入札監視委員会議案 (1) 委員長の選出 川勝委員を委員長、藤本委員を職務代理とする。 (2) 奈良市の入札制度の現状について (3) その他
一般競争入札		
指名競争入札		
随意契約		
合計		
委員からの意見・質問・回答等	質問・回答等  Q 奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の中で入札参加者等の選定とは。 A 特殊な工事及び実施設計等の指名に関する選定を行っている。 Q 審査会規程の中の資格審査は何を行っているのか。 A 入札参加申請に対しての格付け等の審査を行っている。 Q 制限付一般競争入札以外の一般競争入札は行っているか。 A 現在行っていない。制限付一般競争入札は、土木等の9業種について市内本店を対象として行っており、指名競争入札は、特殊な工事及び実施設計等について市内業者を優先に市外業者も交えて行っている。以前はすべて指名競争入札を行っていたが、制度改革の一環として制限付一般競争入札を導入していった。 Q 奈良市公共工事等苦情処理手続は、市外業者も想定しているのか。 A 市外業者を排除する規定はないので対象となる。 Q 最低制限価格の設定方法と公表時期をくわしく教えてほしい。 A 奈良市は、公契連モデルをもとに最低制限基準価格を設定し、事前公表している。開札当日、最低制限基準価格に99.9%から97.0%を乗じて最低制限価格を決定しているため、事後公表となっている。この変動制は平成19年4月より採用しており、事前公表自体は、平成12	

<p>委員からの意見・質問・回答等</p>	<p>年9月から実施している。  Q 最低制限基準価格の計算過程は公表しているのか。  A 発注者である予定価格決定者は、設計書に基づく直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費をもとに最低制限基準価格を設定しているが、業者側には公表していない。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回審議のための案件については、広く抽出するため、5件から最大10件程度とし、一般競争・指名競争・随意契約それぞれで抽出する。又事務局としてぜひとも審議してもらいたいものがあれば次回に提出してもらおう。</li> <li>・1回目の審議の結果を考慮して2回目以降については再度協議する。</li> <li>・入札案件の中で、地域割りしている理由など聞きたい場合は事務局と調整し、次回担当課より説明してもらおう。</li> <li>・制度等の質問がある場合は、事務局を通して各委員へ周知する。</li> <li>・次回審議のための案件を抽出するため、応札可能者数、応札者数の比率や落札率の高い順などの類型分けした資料を揃えてほしい。</li> </ul>
<p>委員会による意見具申の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市では制限付一般競争入札を市内本店業者のみとしているが、法律上は一般競争入札で行うことが原則であり、制限付の必要性をもう一度問い直してほしい。制限付にするには市としてきちっと説明できることが大事である。</li> <li>・制限を行うことについて、最近の傾向としては、市内業者を優遇するのは、時限的に緊急雇用対策の形で部分的に行われているものが多い。理論的に経済安定機能は国が行うべきことであるが、市のポリシーとしてやる場合でも、入札制度の中で部分的に取り入れる方法が取り入れられている。制限をすることについて再検討の余地があるのではないか。</li> <li>・入札制度に関しては、奈良市入札制度等改革検討委員会での議論となるが、入札監視委員会が出た意見も入札制度に反映させるため、連携が必要になる。そうすることによって相乗効果も発揮され则认为られる。</li> <li>・入札制度の運用手続きに関して、業者から要望を取り入れるシステムがないが、今後は検討しなければならない。</li> </ul>